

災害時における福祉避難所等への寝具の供給等に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）及び株式会社フクシン（以下「乙」という。）は、浦安市に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の地域内で災害時の寝具の供給等に関する甲乙の協力に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 本協定の対象となる大規模な災害は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第2条第1号に規定する災害で、甲が浦安市地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に乙の協力を要する場合において、次に掲げる全部又は一部の事項について協力を要請することができる。

(1) 災害時における寝具等の供給

(2) 前号に掲げるもののほか、乙が協力可能な事項

2 甲は、前項の要請を、様式第1号「協力要請書」により行うものとする。

ただし、様式第1号をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、その後速やかに様式第1号を提出するものとする。

（業務実施報告）

第4条 乙は、前条の規定による協力業務を完了したときは、様式第2号「業務実施報告書」をもって甲に報告するものとする。ただし、様式第2号をもって報告することが困難な場合は、電話等により報告し、その後速やかに様式第2号を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、第3条第1項の協力を行った際に乙が要した費用について負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の額については、災害発生直前の価格を基準とするものとし、甲乙協議して定めるものとする。

(引き渡し等)

第6条 寝具等の引き渡しは、原則として甲が指定する場所とし、引き渡しまでの運搬は乙が行うものとする。ただし、必要に応じて乙が指定する者が行うことができる。

2 第1項の寝具等の引渡しは、乙が当該物資等を本協定第3条に定める要請書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとする。ただし、やむを得ない事情により要請文書の写しを提示できない場合、予め甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代える。なお、甲の職員又は甲の指定する者による寝具等の受領をもって、引渡しの完了とする。

3 甲は要請した寝具等のうち、撤収の必要があるものは乙に撤収を要請する。乙は営業に支障のない範囲において、原則乙が可能な限り早期に撤収に応じるものとする。

(連絡先等確認)

第7条 甲及び乙は平常時及び災害時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めるものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲及び乙いずれも協定終了の意思表示をしないときは、さらに1年間期間を延長することとし、それ以後についても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年8月18日

甲 浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 内 田 悦 嗣

乙 千葉県市川市広尾一丁目6番32号
株式会社フクシン
代表取締役社長 金 沢 剛 純

令和 年 月 日

様

浦 安 市 長

災害時における福祉避難所等への寝具の供給等に関する要請書

災害時における福祉避難所等への寝具の供給等に関する協定書第 3 条第 2 項に基づき、下記のとおり
要請します。

記

要請内容

要請期間	要請内容（品目）	要請数量	提供希望場所
年 月 日～ 年 月 日まで 年 月 日～ 年 月 日まで			

担当

職・氏名：

電 話：

F A X：

E メール：

令和 年 月 日

浦 安 市 長 あて

株式会社

代表取締役

業務実施報告書

災害時における福祉避難所等への寝具の供給等に関する協定書第 4 条に基づき、下記のとおり報告します。

記

報告内容

供給期間	供給内容（品目）	供給数量	供給場所
年 月 日～ 年 月 日まで			
年 月 日～ 年 月 日まで			

担当

職・氏名：

電 話：

F A X：

E メール：